

岡山県公報					
				発行 岡山県	
目次		担当課（室）			
【告　示】 ○ 児童福祉施設等への入所の措置等に要する費用のうち本人及びその扶養義務者が負担しなければならない費用の基準の一部改正 （県例規集登載） ○ 令和八年度自衛官第六次募集（二等陸・海・空士（任期制自衛官）） ○ 特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請 ○ " ○ 指定障害児通所支援事業者の指定 ○ " ○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 ○ 優良図書の推奨 ○ 有害図書 の指定 ○ 土地収用法に基づく事業の認定 【公　告】 ○ 随意契約の相手方の決定 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		子ども家庭課 危機管理課 環境管理課 " 指導監査課 " " 子ども家庭課 監視課 税務課 建築指導課			
○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了		担当課（室）			

◎岡山県告示第四百七号

児童福祉施設等への入所の措置等に要する費用のうち本人及びその扶養義務者が負担しなければならない費用の基準（昭和六十一年岡山県告示第五百四十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

別表第一の備考2中「、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項」を「、附則第5条の4第5項」に改める。

別表第二の備考2中「附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第四百八号

防衛省において採用する自衛官のうち二等陸・海・空士（任期制自衛官）の令和八年度募集の要領は、次のとおりである。

令和八年十月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 採用自衛官の区分

二等陸・海・空士（任期制自衛官）

二 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者（三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。）であつて、次のいずれにも該当しないものとする。

1 日本国籍を有しない者

2 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当する者

3 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 受付期間

令和八年十月八日から同月二十六日まで

四 採用試験種目

1 第一次試験 筆記試験及び適性検査（WEB試験）

2 第二次試験 口述試験及び身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

インターネットによる場合は、自衛官募集ホームページからインターネット応募サイトへアクセスし、三の受付期間中に応募すること（申込み完了のメールの受信をもつて受付が完了する。）。

書面による場合は、自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所又は同本部募集案内所（以下この五及び九において「自衛隊岡山地方協力本部等」という。）へ志願票を請求し、当該志願票に必要事項を記載の上、自衛隊受験票及び返信用封筒を添えて、持参又は郵送で自衛隊岡山地方協力本部等へ提出すること。

六 採用試験期日

1 第一次試験 令和八年十一月三日から同月五日までの間

2 第二次試験 令和八年十一月十四日又は同月十五日のうち指定する一日

七 試験場

1 第一次試験 受験者の任意の場所（スマートフォン、PC等を使用し通信環境を有する場所）

2 第二次試験

(1) 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

(2) 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

(3) 右記のほか設定する場合がある。

八 採用予定時期

1 令和九年三月下旬から同年四月上旬までの間

2 右記のほか設定する場合がある。

九 その他

その他詳細については、市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部等に

問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

〇八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

〇八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

〇八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

〇八六六一二二一二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

〇八六一二二四一七八二四

ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/okayama>

◎岡山県告示第四百九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和八年十月二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称 アサヒグループ食品株式会社

住 所 東京都墨田区吾妻橋 1—23—1

氏 名 代表取締役社長 川 原 浩

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 アサヒグループ食品株式会社 岡山工場 第2プラント

所在地 浅口郡里庄町里見 2751 番地 1

令和 8 年 1 0 月 2 日 岡山県公報 第 1 2 8 4 1 号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		廃 止		変 更 前		変 更 後	
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		No. 59		No. 29		No. 37		同左	
種	類	4 一 口 野 菜 又 は 果 実を原料とする保存 食料品製造業の用に 供する洗浄施設		同左		4 一 二 野 菜 又 は 果 実を原料とする保存 食料品製造業の用に 供する湯煮施設		同左	
能 力		28kg/回		30kg/回		900L/回		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		—		—		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		—		—		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		—		—		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		8 時間		同左		14 時間		24 時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m³/日)	2	3	同左		30	37	50	62
	p H	5～8	5～8			同左		同左	
	B O D (mg/L)	2000	3000			3000	4000		
	C O D (mg/L)	700	1000			1610	1800		
	S S (mg/L)	300	500			100	120		
	油 分 (mg/L)	20	30			55	95		
	T－N (mg/L)	300	500			1000	1500		
	T－P (mg/L)	100	150			同左			
	大腸菌数 (CFU/mL)	無数	無数						

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 の号番号及び名称とする。

令和 8 年 1 0 月 2 日 岡山県公報 第 1 2 8 4 1 号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし

(5) 排水口に関する事項
変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 令和 8 年 10 月 2 日から同月 23 日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び里庄町役場
ホームページ <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/29/>

◎岡山県告示第四百十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和八年十月二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称 株式会社グリーンポートリー

住 所 苫田郡鏡野町下原 1647 番地の 1

氏 名 代表取締役社長 守安 勇人

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 株式会社グリーンポートリー 押刈工場

所在地 津山市押刈字土原 22 番地

令和8年10月2日 岡山県公報 第12841号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		変 更 前		変 更 後	
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		7		6		同左	
種 類		18 の 2 ー ハ 冷 凍 調 理 食 品 製 造 業 の 用 に 供 する 洗 浄 施 設		18 の 2 ー イ 冷 凍 調 理 食 品 製 造 業 の 用 に 供 する 原 料 処 理 施 設		同左	
能 力		9 m ³ ／H		200kg／台		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		—		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		—		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		—		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		4.5 時間		8 時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	32.4	40.5	1	1	同左	
	p H	4.0～8.6	4.0～8.6	同左			
	B O D (mg/L)	300	600				
	C O D (mg/L)	100	200				
	S S (mg/L)	150	300				
	油 分 (mg/L)	10	30				
	T－N (mg/L)	5	10				
	T－P (mg/L)	2	5				
	大腸菌数 (CFU/mL)	<800	<800				

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

令和 8 年 1 0 月 2 日 岡山県公報 第 1 2 8 4 1 号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 令和 8 年 10 月 2 日から同月 23 日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び津山市役所

ホームページ <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/29/>

◎岡山県告示第四百十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和八年十月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 こどもサポート教室「あいあい」早島インター校
 - 2 所在地 都窪郡早島町早島二五三二番地二
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 株式会社クラ・ゼミ
 - 2 主たる事務所の所在地 静岡県浜松市中央区田町二三〇番地の一五
- 三 指定年月日 令和八年十月一日
- 四 事業所番号 三三五二六〇〇一八七
- 五 サービスの種類 児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第四百十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和八年十月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

クラッシュ

2 所在地

苫田郡鏡野町吉原五〇〇―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社池田商店

2 主たる事務所の所在地

真庭市蒜山下福田九四四

三 指定年月日

令和八年十月一日

四 事業所番号

三三五三五〇〇〇五五

五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

◎岡山県告示第四百十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和八年十月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 訪問介護事業所こころ
 - 2 所在地 真庭市台金屋三〇二号
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 株式会社c o c o r o
 - 2 主たる事務所の所在地 福岡県福岡市城南区神松寺二丁目一〇番一六号
- 三 廃止年月日 令和八年九月三十日
- 四 事業所番号 三三一四〇〇三三一
- 五 サービスの種類 居宅介護、重度訪問介護

◎岡山県告示第四百十四号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
令和八年十月二日

番号	図 書 名	著 者	作 者	図 山 県 知 事 伊 原 木 隆 太 発 行 所 対 象
1	王様とハライタ	スヤマ ノリコ 森 千夏	文 芸 社 文 芸 社	幼 児
2	ぼくとミント	月溪 ことり	作・絵 文 芸 社	”
3	しずかなしごと	織田 敦子 はやし ともみ	作 絵	小学生（低）
4	1ってひとつ？0ってからっぽ？	chimpanzi. あいはら いুকこ	作 文 絵	” 小学生（中）
5	救命救急センターのいちにち	にしだ さとこ 麻生 かづこ	作 文 絵	”
6	こはるさんのあやとり	カシライ	作 文 絵	”
7	ハンデイ版 それいきもののおかげです図鑑	今泉 忠明	監修 絵	小学生（高）
8	AIはどのように賢くなってきたのか	倉光 君郎	著	中 学 生
9	成長する有機体	歌代 朔	著	”

◎岡山県告示第四百十五号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。
令和八年十月二日

		岡山県知事		伊原 木 隆 太
番号	種 別	名 称	発 行 者 等	
1	雑 誌	裏モノJAPAN 2026年10月号	鉄 人 社	
2	〃	comicアンスリウム 2026年10月号	ジーオータイ	
3	〃	実話サックルズ 2026年10月号	大 洋 図 書	
4	〃	実話BUNKATAグー 2026年10月号	コアマガジン	
5	〃	drap【ドラ】 2026年10月号	コアマガジン	

◎岡山県告示第四百十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

令和八年十月二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 起業者の名称

井原市

二 事業の種類

井原市井原保健センター、井原市働く婦人の家及び井原市勤労者体育センター駐車
場敷地保全事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県井原市上出部町地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

井原市井原保健センター、井原市働く婦人の家及び井原市勤労者体育センター駐車場敷地保全事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十一号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」及び同条第三十二号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当する施設の駐車場を保全する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である井原市は、本件事業を、保健福祉サービスを持続的に提供するために必要不可欠なものと位置付けており、井原市第七次総合計画（後期）に掲げる「各種健康診査を受けやすい体制を整備する」という目標に整合した重要な事業であるとしている。また、本件事業に要する経費についても財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益については、井原市井原保健センター、井原市働く婦人の家及び井原市勤労者体育センター（以下「本複合施設」という。）の駐車場の敷地のうち借地となっている土地を自己所有することができ、借地の返還による駐車可能台数の減少により引き起こされる市民の健康増進に必要な行政サービスの提供水準の低下及び災害時の市民の安全確保についての懸念が払拭され、井原市の保健福祉サービスの持続的な提供等に相当の寄与が見込まれる。

また、本件事業の計画においては、①本複合施設に近接していること、②地域の生活及び農業に支障が生じない場所であること、③土地の有効活用がなされること並びに④経済性に優れることを条件として、複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

したがって、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等による環境影響評価の対象事業となっていないこと、また、本件事業に係る土地には、保護のための特別の措置を講ずべき重要な動植

物及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）に定める周知の埋蔵文化財包蔵地が見受けられないことから、軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた本件事業の施行により得られる利益と(2)で述べた本件事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業については、起業地の土地所有者から令和八年四月一日以降の借地契約を更新しない意向が申し入れられ、現在、暫定的に貸借が認められている不安定な状況となっていることから、本複合施設の機能を十全に発揮するために不可欠な駐車場の確保は喫緊の課題である。また、本複合施設のうち、井原市井原保健センター及び井原市勤労者体育センターは、井原市の指定緊急避難場所とされており、災害の危険が切迫した場合の避難先としての役割も担っている。これらのことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、全て本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められ、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五

法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

井原市役所健康福祉部健康医療課

〔四六八〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和八年十月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 特定役務の名称
納税通知書の電子化に伴う税務システム改修業務
- 二 契約期間
令和八年九月九日から令和九年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県総務部税務課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
令和八年九月九日
- 五 契約の相手方の名称及び所在地
株式会社日立製作所 中国支社
広島県広島市中区袋町五番二五号
- 六 契約金額
一五一、六五二、五〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一三、七八六、五〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第二号に該当するため

〔四六九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年十月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音軽部字上新田七三八番一、七三八番二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市清音柿木六一九番地七パークサイドM一〇二号室

小野 晴生

三 許可年月日及び許可番号

令和八年八月十七日岡山県指令建指第一一八号

〔四七〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和八年十月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音軽部字上新田七三八番一、七三八番二

二 公共施設の種類

道路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市清音柿木六一九番地七パークサイドM一〇二号室

小野 晴生

五 許可年月日及び許可番号

令和八年八月十七日岡山県指令建指第一一八号